

(案)

経済産業省

制定 20210125財資第2号
令和3年3月26日
改定 2022 財資第 号
令和4年 月 日

中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 民間団体等（以下「補助事業者」という。）に対する中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、補助事業者が行う、地域において中小企業等によるエネルギー利用最適化の取組を推進するための支援を行う事業（以下「地域のエネルギー利用最適化取組支援事業」という。）のうち、中小企業等にとって身近な相談先である自治体、金融機関、中小企業団体等と連携し、多様な省エネ相談等に対応できる体制を地域ごとに整備の実施に要する経費を補助する事業（以下「間接補助事業」という。ただし、別表においては「地域プラットフォーム構築事業」という。）及び地域における中小企業等のエネルギー利用最適化推進施策等に関する情報を提供する事業（以下「プラットフォーム情報提供基盤構築事業」という。）の実施に要する経費並びに中小企業等を対象とした省エネルギー技術等の導入可能性の検討を含めた指導等の事業（以下「エネルギー利用最適化診断等事業」という。）（以下総称して「補助事業」という。）の実施に要する経費を補助することにより、中小企業等のエネルギー利用最適化を推進し、もって、内外の経済的・社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 経済産業大臣（以下「大臣」という。）は、前条の目的を達成するため、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下

「補助対象経費」という。)について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙2第1の事項を記載した補助金交付申請書に大臣が定める書類(以下「添付書類」という。)を添えて、大臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(電子情報処理組織による申請等)

第5条 申請者及び補助事業者は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第8条の規定に基づく申請の取下げ、第10条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第13条の規定に基づく事故の報告、第14条の規定に基づく状況報告、第15条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第17条第2項の規定に基づく支払請求、第18条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告又は第21条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請(以下「交付申請等」という。)については、原則、電子情報処理組織を使用する方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行わなければならない。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第6条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第10条第1項の規定に基づく承認、第13条の規定に基づく指示、第14条の規定に基づく要求、第16条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令(第18条第3項及び第19条第4項の規定において準用する場合を含む。)、第18条第2項の規定に基づく返還命令、第19条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第20条第4項の規定に基づく納付命令(第21条第4項の規定において準用する場合を含む。)又は第21条第3項の規定に基づく承認について、当該通知等を補助金申請システムにより行うことができる。

(交付決定の通知)

第7条 大臣は、第4条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、様式第1による補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 第4条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行う

までに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

- 3 大臣は、第4条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に大臣に書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第9条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別紙2第2の事項を記載した申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第11条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託(請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。)し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結後速やかに、別紙2別添2に準じて届出書を作成し、大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業のうち間接補助事業を執行管理する業務における事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に請負わせ、又は委託してはならない。

- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 5 補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 6 大臣は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 7 前6項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第12条 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 大臣が第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が大臣に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、大臣は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が大臣に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- （1）大臣は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- （2）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- （3）大臣は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、大臣が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、大臣が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別紙2第3の事項を記載した事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣の要求があったときは速やかに別紙2第4の事項を記載した状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別紙2第5の事項を記載した実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、大臣は期限について猶予することができる。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 4 大臣は、補助事業の適正な遂行のため必要があると認めるときは、第1項に基づく現地調査等のほか、事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む）に対して、現地調査等を行うことができるものとし、補助事業者は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

(補助金の支払)

第17条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別紙2第6の事項を

記載した精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別紙2第7の事項を速やかに大臣に報告しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第16条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（交付決定の取消し等）

第19条 大臣は、第10条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（1）補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

（2）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（3）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

（4）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（5）間接補助事業者が、法令に違反又は間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合

（6）補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号及び第5号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第16条第3項の規定を準用する。

（財産の管理等）

第20条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第2による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第15条第1項に定める実績報告書に様式第3による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

4 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれると

きは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第21条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別紙2第8の事項を記載した申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(情報管理及び秘密保持)

- 第22条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。
- なお、情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密情報（間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

- 第23条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

- 第24条 補助事業者は、補助事業の開始前に、間接補助金の交付の手續等について第7条から第10条まで、第11条第4項から第7項まで、第12条から第16条第3項まで及び第18条から前条までの規定に準ずる条件を付した交付規程を定め、大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還等があったときは、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、間接補助金の支払に必要な経費として第17条第1項ただし書による補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に支払わなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別 表

補助金の名称	補 助 事 業			補助率
	事業名	補助対象経費の区分	内 容	
中小企業等に対するエネルギー利用最適化取組支援事業費補助金	地域のエネルギー利用最適化取組支援事業	事業費	地域において中小企業等によるエネルギー利用最適化の取組を推進する支援を行うために必要な経費（専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、会議費、事務機器等貸借料費、通信運搬費、印刷費、資料収集費、資料購入費、セミナー開催費、広告費、備品及び消耗品購入費、人件費、臨時雇用員費、その他事業を行うために必要な経費）を補助する事業に要する経費	定額 (定額)
		業務管理費（委託・外注費除く）	人件費、旅費、会議費、謝金、備品費、消耗品費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費	定額
		業務管理費（委託・外注費）	委託・外注費	定額
	プラットフォーム情報提供基盤構築事業	人件費	事業に直接従事する者の人件費	定額
		事業費（委託・外注費除く）	旅費、会議費、謝金、備品費、消耗品費、印刷製本費、補助員人件費	
		事業費（委託・外注費）	委託・外注費	

		諸経費	<p>他のいずれかの区分にも属さない経費であって、以下に掲げるもののうち、事業を行うために必要と認められる経費</p> <p>備品等借料、光熱水料、廃棄物処理費、通信運搬費（郵便料、運送代、通信・通話料等）、その他事業を行うために特に必要と認められるもの（事務所賃貸料、振込手数料、間接部門人件費等）</p>	
エネルギー利用最適化診断等事業	人件費	事業に直接従事する者の人件費		定額
	事業費	<p>専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、会場借料、会議費、調査分析費、事務機器等貸借料、資料作成費、印刷費、資料収集費、資料購入費、資料輸送費、備品及び消耗品購入費、臨時雇用員費、システム運用管理費、その他事業を行うために必要な経費</p>		
	諸経費	<p>他のいずれかの区分にも属さない経費であって、以下に掲げるもののうち、事業を行うために必要と認められる経費</p> <p>備品等借料、光熱水料、廃棄物処理費、通信運搬費（郵便料、運送代、通信・通話料等）、その他事業を行うために特に必要と認められるもの（事務所賃貸料、振込手数料、間接部門人件費等）</p>		

別紙2

第1 交付申請書に記載する事項

1. 申請者の氏名又は名称（法人にあつては名称及び代表者の氏名）及び住所
2. 補助事業の目的及び内容
3. 補助事業の開始及び完了予定日
4. 補助事業に要する経費（円単位）
5. 補助対象経費（円単位）
6. 補助金交付申請額（円単位）
7. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
8. 交付を受けようとする補助金の額及びその算出基礎

（注1）申請書には、次の事項を記載した書類を添付すること。

- （1）申請者の営む主な事業
- （2）申請者の資産及び負債に関する事項
- （3）補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- （4）補助事業の効果
- （5）補助事業に関して生ずる収入金に関する事項
- （6）申請者の役員等名簿（別添により作成すること）
- （7）実施体制図

（注2）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

第2 計画変更（等）承認申請書に記載する事項

1. 申請者の氏名又は名称（法人にあつては名称及び代表者の氏名）及び住所
2. 変更の内容
3. 変更を必要とする理由
4. 変更が補助事業に及ぼす影響
5. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（新旧対比）
6. 同上の算出基礎

（注）中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めて記載すること。

第3 事故報告書に記載する事項

1. 申請者の氏名又は名称（法人にあつては名称及び代表者の氏名）及び住所
2. 事故の原因及び内容
3. 事故に係る金額（円単位）
4. 事故に対して採った措置
5. 補助事業の遂行及び完了の予定

第4 状況報告書に記載する事項

1. 申請者の氏名又は名称（法人にあつては名称及び代表者の氏名）及び住所
2. 補助事業の遂行状況
3. 補助対象経費の区分別収支概要

第5 実績報告書に記載する事項

1. 実施した補助事業

- (1) 補助事業の内容
- (2) 重点的に実施した事項
- (3) 補助事業の効果

2. 補助事業の収支決算

- (1) 収入（自己資金、補助金充当額など項目別に記載）（円単位）
- (2) 支出（円単位）

(イ) 総括表（各経費の配分ごとの補助事業に要した経費、補助対象経費及び補助金充当額の計画額及び実績額を記載）

(ロ) 経費の内訳（各経費の配分ごとの実績の内訳を記載）

(注1) 当該年度に財産を取得しているときは、交付要綱第20条第3項の規定に基づき、様式第3による取得財産等管理明細表を添付すること。

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

(注3) 補助対象経費を区分間の流用した場合は、支出総括表の補助対象経費に流用額及び流用後額を、補助金充当額に流用後交付決定額を記載すること。

(注4) 補助事業の一部を第三者に委託をした場合は、別添2に準じた最終的な実施体制図を添付すること。

第6 精算（概算）払請求書に記載する事項

1. 申請者の氏名又は名称（法人にあつては名称及び代表者の氏名）及び住所
2. 精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。）（円単位）
3. 請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）
4. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）
5. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

(注) 概算払の請求をするときには、別紙として各経費の配分ごとの請求内訳書を添付すること。

第7 消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書に記載する事項

1. 申請者の氏名又は名称（法人にあつては名称及び代表者の氏名）及び住所
2. 補助金額（交付要綱第16条第1項による額の確定額）（円単位）
3. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（円単位）
4. 補助金返還相当額（3.－2.）（円単位）

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

第8 財産処分承認申請書に記載する事項

1. 申請者の氏名又は名称（法人にあつては名称及び代表者の氏名）及び住所
2. 処分の内容
 - (1) 処分する財産名等（別紙として取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等を添付することも可）
 - (2) 処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日

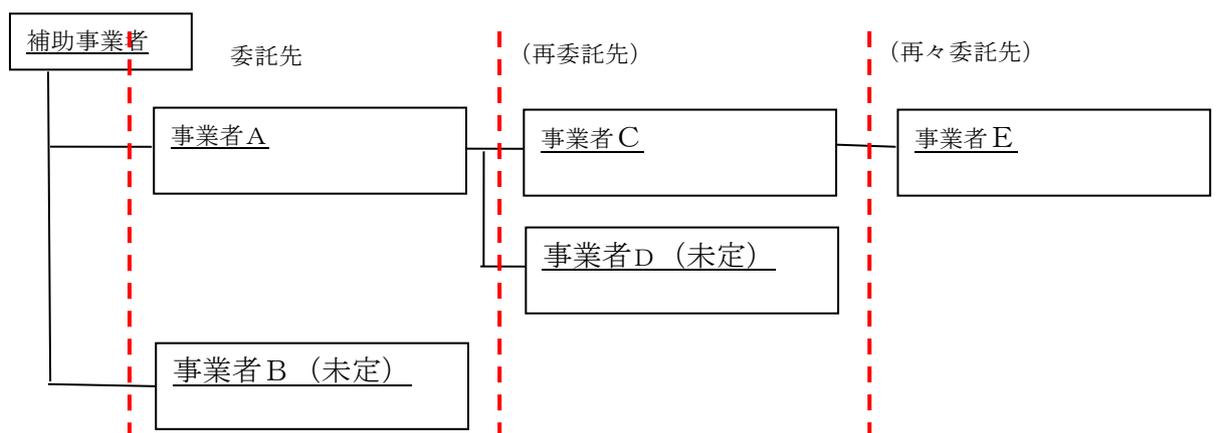
(注) 譲渡、貸付け等により処分の相手方が存在する場合は、相手方の住所、氏名又は名称、
使用の目的等を記載のこと)

3. 処分理由

実施体制図

実施体制（税込み100万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	当社との関係	住所	実績額(税込み)	業務の範囲
事業者A	委託先	東京都〇〇区・ ・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
事業者B 未定	外注先	〃	〃	〃
事業者C	再委託先（事業者Aの委託先）	〃	〃	〃
事業者D 未定（再委託先）	再委託先（事業者Aの委託先）	〃	〃	〃
事業者E（再々委託先）	再々委託先（事業者Cの委託先）	〃	〃	〃



【実施体制図に記載すべき事項】

- ・ 補助事業の一部を第三者に委託（請負その他委託の形式を問わない。）した場合については、契約先の事業者（税込み100万円以上の取引に限る）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、実績額及び業務の範囲
- ・ 第三者の委託先からさらに委託している場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も上記と同様に記載のこと。

(様式第1)

番 号
年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛て

経済産業大臣 名

令和 年度中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金交付決定
通知書

令和 年 月 日付け第 号で申請のありました令和 年度中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付け第 号をもって申請があつた令和 年度中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。
3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。
4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。
5. (補助事業者名)は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金交付要綱（20210125財資第2号。以下「交付要綱」という。）の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- (1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則

- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
 - (4) 当省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
 - (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表
6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。
7. (補助事業者名)は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければなりません。
- (1) 補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
 - (2) 前号の者ごとにおいて実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等

責任者：資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課長

担当者： 、

電話：03-3501-1511（内線 4541）

03-3501-9726（直通）

(様式第2)

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第21条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮き橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載する。
5. 処分制限期間は、本交付要綱第21条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第3)

取得財産等管理明細表 (令和 年度)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第21条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア)不動産、(イ)船舶、航空機、浮標、浮き橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ)に掲げるものの従物、(エ)車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ)無形資産、(カ)開発研究用資産、(キ)その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載する。
5. 処分制限期間は、本交付要綱第21条第2項に定める期間を記載すること。